

令和6年度 池田市発達支援システム検討委員会次第

と き：令和6年8月23日（金）

午後2時～

ところ：議会会議室（市役所3階）

案 件

（1）池田市における中核機能について

（2）大阪府における発達支援に関する取り組みについて

（3）令和5年8月～令和6年7月の取り組みについて

（4）各委員からの案件について（意見交換）

池田市における中核機能の整備について

- 中核機能とは
- 池田市の現状と課題
- 中核機能事業所加算とは
- 池田市における中核機能の提供体制整備

中核機能について

改正児童福祉法の施行により、池田市立児童発達支援センター条例を一部改正



- ・児童発達支援センターでの放課後等デイサービスの提供を廃止
- ・児童発達支援センターは中核的な役割を担うことが法的に明確化

中核機能

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ②地域の障がい児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - ③地域のインクルージョンの中核機能
 - ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
-

①地域資源の現状

療育・相談・保護者支援

市内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所（～18歳まで）

- 児発のみ2か所、放デイのみ6か所、多機能型（児発＋放デイ）31か所 計39か所
- そのうち→主に重症心身障がい児を対象とする事業所は4か所
⇒国の方針、R8年度末までに各市町村に1か所以上確保する目標⇒本市達成済み
- 保育所等訪問支援事業を利用できる事業所は9か所
- 事業所連絡会開催（年2回程度）。事業所間の横の繋がりや情報共有、グループワークを通じてサービスの質向上をめざす

市内の相談支援事業所（児童対象）

- 基幹相談支援センター（くすのき）1か所、その他7か所 計8か所

児童発達支援センター

- 国の方針・府の考え方では、R8年度末までに、市町村において児童発達支援センターを少なくとも1か所設置する目標。やまばと学園を設置⇒本市達成済み

②児童発達支援センターやまばと学園の支援体制

多職種による療育・相談・保護者支援

〈対象〉療育が必要な児童、主に知的・発達障がい児

【通園】(就学前)

- ・ 週5日コース／週2日コース／週1日コース
- ・ すみれ親子療育教室

【外来・保護者勉強会】(就学前)

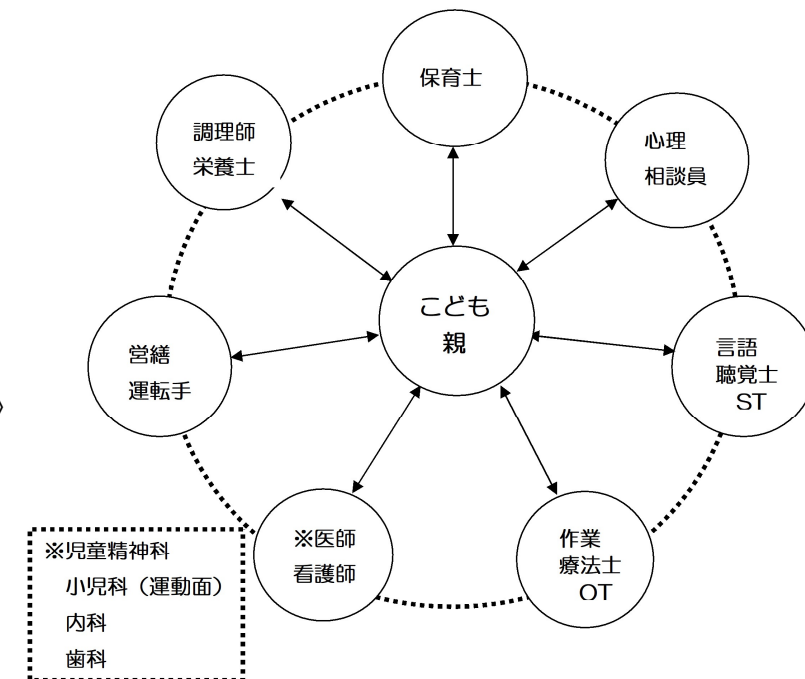
- ・ キッズクラブ〈ASDの児童と保護者〉
- ・ きらきらクラブ〈染色体疾患又は療育手帳取得児童と保護者〉
- ・ OT相談会

【地域支援】(おおむね2～3歳)

- ・ ひまわり親子教室

【保育所等訪問支援】(～小学6年生)

- ・ 学校園への後方支援・インクルージョン推進



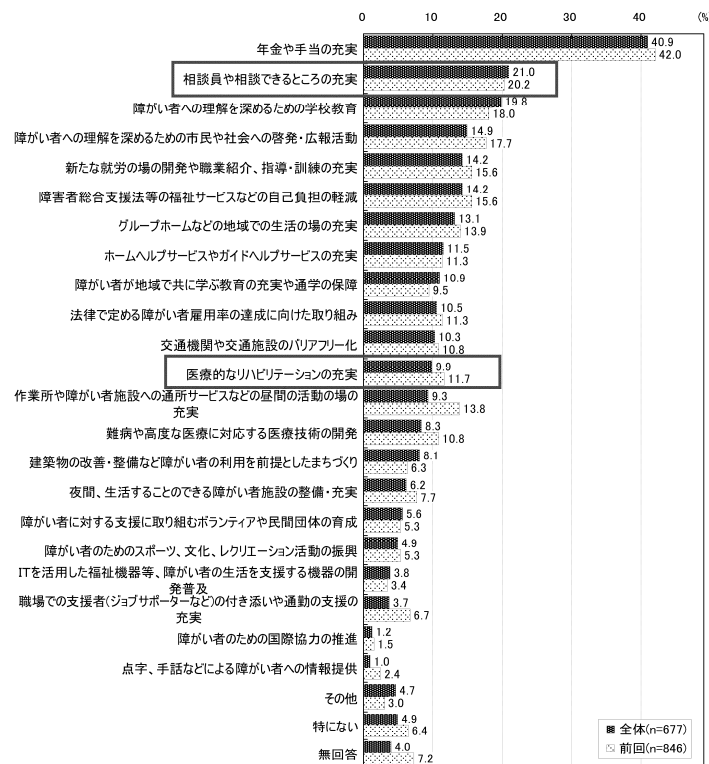
「第6期池田市障害者計画/第7期池田市障害福祉計画/第3期池田市障害児福祉計画」より 市民アンケート調査の主な結果(ニーズ調査)令和5年11月～12月実施

第2章 池田市における現状と課題

【行政が必要かつ急いと思ふ取組】

・「年金や手当の充実」が40.9%と最も多く、次いで「相談員や相談できるところの充実」が21.0%、「障がい者への理解を深めるための学校教育」が19.8%、「障がい者への理解を深めるための市民や社会への啓発・広報活動」が14.9%、「新たな就労場の開発や職業紹介、指導・訓練の充実」と「障害者総合支援法等の福祉サービスなどの自己負担の軽減」がそれぞれ14.2%などとなっています。

◆現在、あなたにとって、行政が必要かつ急いと思われる取り組みはどのようなことですか。



池田市の課題と対策について

本市の課題

児童におけるセルフプラン率が高い≪池田市89.3%
で府下ワースト／府平均51%≫（R5年3月末時点）

重症心身障がい児・医療的ケア児の通園
・リハビリが充足していない



対策

相談支援事業所を増やす
児発センターで相談支援を実施

面的整備または中核機能を強化する

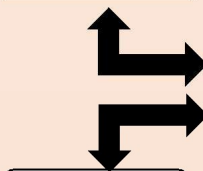
中核的機能の発揮における「中核拠点型」と「面的整備型」

【イメージ】

中核拠点型

…Ⅰ か所または複数の児童発達支援センターが、そのセンターが支援対象とする地域内で中核機能を十分発揮できる場合には、当センターを中心に中核機能を提供する

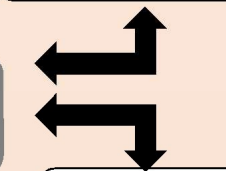
障害児通所
支援事業所



市区町村

児童発達
支援センター

保育所・放課後
児童クラブ等



その他
関係機関等

面的整備型（パターン2）

…市区町村内または特定の地域に、すでに中核的な役割を担っている事業所がある場合、当事業所とセンターが日常的に連携し、中核機能を提供する

保育所・放課後
児童クラブ等

市区町村
(連携)

その他
関係機関等



児童発達支援センター

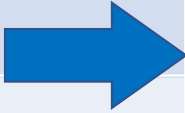
日常的な連携

中核機能
強化事業所

中核機能強化事業所加算の創設について

R6年度報酬改定にあたり、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所が中核的な役割を担う場合に報酬上の評価を行う「中核機能強化事業所加算」が創設された

・本 加 算 の 目 的

- | | | |
|---------------------|--|-------------------------|
| ・ 専門的人材の配置 |  | ・ 地域全体の障がい児支援体制の充実強化を図る |
| ・ 市や地域の関係機関と連携体制を確保 | | ・ 子どもと家族に専門的・包括的な支援を提供 |

中核機能強化事業所加算の主要要件

中核的な事業所

市から中核的な役割を果たす事業所として位置付けられている

連携体制の確保 (市や関係機関)

市と定期的に情報共有を実施したり、地域の協議会へ参加

専門的な支援の 提供体制確保

専門的な発達支援及び家族支援の提供体制を確保

事業所連携、インクルージョン推進、早期相談支援による中核機能を所有

これらの機能を有し、中核的な役割を果たす機能を有している

取組状況の公表 外部評価を受験

地域の障がい児支援体制の状況や体制確保の取組を年1回以上公表並びに自己評価項目について年1回以上外部評価受験

専門人材を 常勤専任で加配

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等で資格取得・任用後、通所支援等業務に5年以上従事した者を1以上加配

中核機能強化候補事業所が担う具体的内容【池田市バージョン】

①早期療育の実施	重症心身障がい児の池田市受け入れ枠を設ける (1人あたり最低半年間、週1日以上) (ただし、保護者が希望しない場合は、これに含めない)
②家族支援	障がい児相談支援を通じて、医療的ケア児および重症心身障がい児それぞれの児童に合わせたフォロー体制を確保。医療・保健・リハビリ・保育の連携を推進
③ランチ的役割 ・スーパーバイズ・ コンサルテーション	市内通所支援事業所とのランチ的役割を通じた質向上に向けた取り組み (ア) 上記①で受けた利用者の移行支援および連携を行う (イ) 市内の他事業所の後方支援を行う
④機関支援・インクルージョン推進	保育所等訪問支援を通じた学校園に対する後方支援

「中核拠点型」と「面的整備型」比較

【比較】

	中核拠点型	面的整備型
概要	児童発達支援センターが4つの中核機能を包括的に有し、各機能を発揮していく形	児童発達支援センターを含む地域の様々な機関が連携しながら、地域全体で4つの中核機能を発揮していく形
利点	・改正児童福祉法の趣旨（センターが中核機能を発揮する）に合致 ・中核機能の発揮が1か所の事業所（センター）で行えるため、各機能間の連携が必要となった際の調整が容易	・センターが管内に無い、人員体制等が十分で無い場合等も対応が可能 ・センター以外に地域の中核的な位置付けである事業所等がある場合、その力を有効活用できる
留意事項	センターの人員体制や他機関との連携、職員のスキル等が十分で無い場合、うまく中核機能を発揮できない懸念がある	・機能が分散されることに伴い調整等が増える可能性がある ・利用者や他事業所からみて複雑な体制になる可能性がある

池田市における中核機能強化事業所の要否について

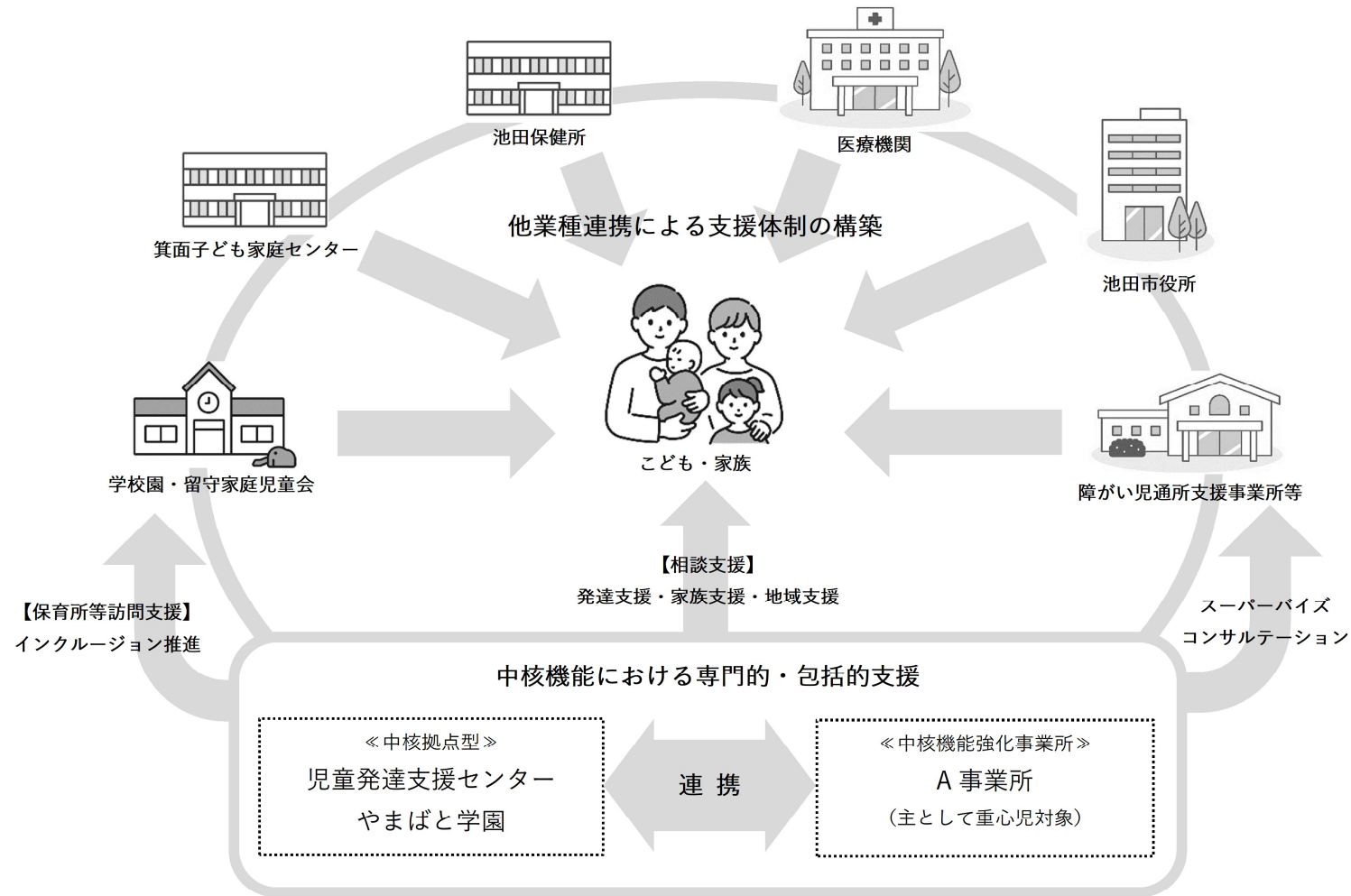
【本市の現状】

- 『児童発達支援センターやまばと学園』は、これまで旧福祉型児童発達支援センターとしての役割を果たしてきた
- 肢体不自由児や医療的ケア児、重症心身障がい児の受け入れ実績はあるものの、人数は少なく、物理的・人間的にも旧医療型児童発達支援センターとしての体制が充足しているとは言いがたい状況である。また、市直営で旧医療型児童発達支援センターの体制整備を行うにも、医療人材不足や高額な人件費の負担から、容易ではない

【本市の支援ニーズ】

- 中核機能を安定的・継続的に発揮できる体制
- 関係機関が円滑に連携できる体制構築の促進。『児童発達支援センターやまばと学園』と市内事業所、それぞれが有する機能、強みを活かした連携体制の整備
- 重症心身障がい児・医療的ケア児についてすでに幅広い高度な専門性を有し、中核的な役割を担っている事業所と『児童発達支援センターやまばと学園』が日常的に連携することにより、各々の得意分野を発揮し、地域全体として支援体制をよりいっそう整備していくこと

池田市における中核機能の面的整備(案)



中核機能強化候補事業所選定ポイント(こども家庭庁の事務連絡より)

【事業所の選定ポイント】

- 自立支援協議会(こどもの専門部会を含む。)やその他障がい福祉やこども関連の会議等に参加している事業所
- 地域障がい児支援体制強化事業、障がい等療育支援事業等、自治体からの事業の受託をしている実績がある事業所
- 既に市町村との連携の下で、地域の中核的な役割を担っていると市町村が判断する事業所等



令和6年8月23日（金）池田市発達支援システム検討委員会

大阪府の発達障がい児者支援について



大阪府ホームページ「大阪府の発達障がい児者支援の取り組み」

大阪府 福祉部 障がい福祉室
地域生活支援課



大阪府広報担当副知事
もずやん

第5次大阪府障がい者計画における発達障がい児者支援の位置付け

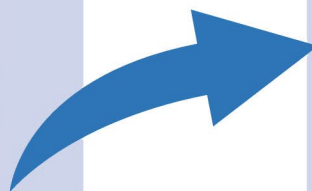
第5次大阪府障がい者計画においては、従来、十分に支援が行き届いていなかった方々も幅広く「障がい者」として捉え、必要な支援を行っていく必要があることを踏まえ、「専門性の高い分野への支援の充実」を最重点施策の一つとして掲げており、発達障がい児者への支援を専門性の高い分野として重点的に取り組むものと位置付けている。

3つの最重点施策

入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

障がい者の就労支援の強化

専門性の高い分野への支援の充実



専門性の高い分野

高次脳機能障がい者

発達障がい児者

医療依存度の高い重症心身障がい児者等

難病患者

大阪府の発達障がい児者支援に関する主な取組

令和6年度

ライフステージに応じた取組

乳幼児期

連携部局
【福祉】
【健康医療】
【教育】

1 早期気づきと早期発達支援の充実

- 乳幼児健診や保育所等巡回の取組の充実に取り組む市町村を支援
 - ・保健師向け研修
 - ・保育士・幼稚園教諭・保育教諭などの人材育成
 - ・発達障がい理解のための取組を進める。
(他に「新・子育て支援交付金」を活用した支援)

学齢期

連携部局
【教育】
【福祉】

3 教育分野における支援の充実

- (教育庁)
- ・「市町村リーディングチーム」充実支援事業
 - ・障がいのある生徒の高校生活支援事業
 - ・高校生活支援カードの実施
 - ・高等学校支援教育力充実事業

成人期

連携部局
【福祉】
【商工労働】

4 就労支援と就労継続のための生活支援の充実

- ・就労移行等連携調整事業
- ・精神・発達障がい者等職場定着支援事業
- ・大阪障害者職業能力開発校運営事業

2 子どもの時期の支援体制の充実

- 発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組を支援
- 大阪府発達支援拠点による障がい児通所支援事業所や学校に対する機関支援を実施
 - ・発達障がい児者地域支援体制整備事業 <障がい児通所支援事業者等育成事業>

ライフステージを通じた取組み

5 地域生活支援と相談支援体制の充実

- 府は広域自治体として、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組を支援
 - ・発達障がい者支援センター事業
 - ・発達障がい児者地域支援体制整備事業 <発達障がい者地域支援力向上事業>

6 医療機関での初診待期間の解消等

- ・発達障がい児者地域支援体制整備事業 <発達障がい医療機関初診待機解消事業>
 - ①登録医療機関を増やすための専門的研修 ②初診待機解消を図るためのアセスメント機能の強化 ③拠点医療機関を核とした医療機関連携体制の確保 ④かかりつけ医等発達障がい支援力向上研修

7 家族支援の充実

- ・ペアレントサポート事業 : ペアレント・メンター事業 (ペアレント・メンター活動の普及促進) : 発達障がい家族支援アドバイザー派遣事業

8 ライフステージを通じた一貫した支援のための取組

- ・切れ目のない支援を実現していくために必要な情報の引継の実施やその定着、発達障がいに係る地域での相談支援体制の充実

9 発達障がいの理解促進のための取組

- ・世界自閉症啓発デー及び発達障がい啓発週間における講演会やブルーライトアップの実施、発達障がいに対する理解促進の取組

●発達障がい児者支援体制整備検討部会 府域における発達障がい児者の支援体制の整備に向けた検討を行うため部会やこども・成人両ワーキングを運営

主な発達障がい児者支援施策（福祉部所管分）

地域生活支援と相談支援体制の充実

- ◆ 発達障がい者支援センター（アクトおおさか）の設置・運営による、相談対応、支援者向けの研修、機関コンサルテーションの実施。
- ◆ 発達障がい者支援センターに地域支援マネジャーを配置し、市町村への助言を行い、支援体制の整備を後押し

発達障がい児への支援体制の充実

- ◆ 大阪府発達支援拠点（障がい児通所支援事業者等育成事業）による発達障がい児支援の充実
- ◆ 大阪府新子育て支援交付金による市町村支援
- ◆ 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施

初診待機解消等

- ◆ 2次医療圏域ごとに拠点医療機関を設置
- ◆ 発達障がいの診断等にかかる医療機関に関する情報の公開
- ◆ 医療機関相互の連携を進めることによるネットワークの構築
- ◆ 診断ができる専門的な医療機関の確保のための研修実施

家族支援の充実

- ◆ ペアレント・メンターの養成及び市町村への派遣
- ◆ 発達障がい家族支援アドバイザー派遣事業（ペアレント・プログラム等の市町村への導入支援）

発達障がいの理解促進のための取組

- ◆ 「世界自閉症啓発デー」「発達障がい啓発週間」における啓発活動の継続、啓発セミナーの開催
- ◆ 各種啓発冊子作成

発達障害者支援センター運営事業 (大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさか)

法令等による位置づけ

■ 設置根拠：発達障害者支援法第14条

○「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

○『「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて』（平成24年4月5日厚生労働省社会・援護局障害保健部障害福祉課長通知）

大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか

運営委託：社会福祉法人
北摂杉の子会
事業開始：平成14年6月1日

※発達障がい者地域支援マネジャーを配置



- ①相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- ②発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- ③就労支援（就労に向けての相談等）

発達障がい児者・家族

支援

連携

- ④調整のための会議やコンサルテーション
- ⑤障害者総合支援法第89条協議会への参加

関係機関

相談支援事業所、児童発達支援センター、障がい児通所支援事業所、福祉事務所、医療機関、保育所、幼稚園、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

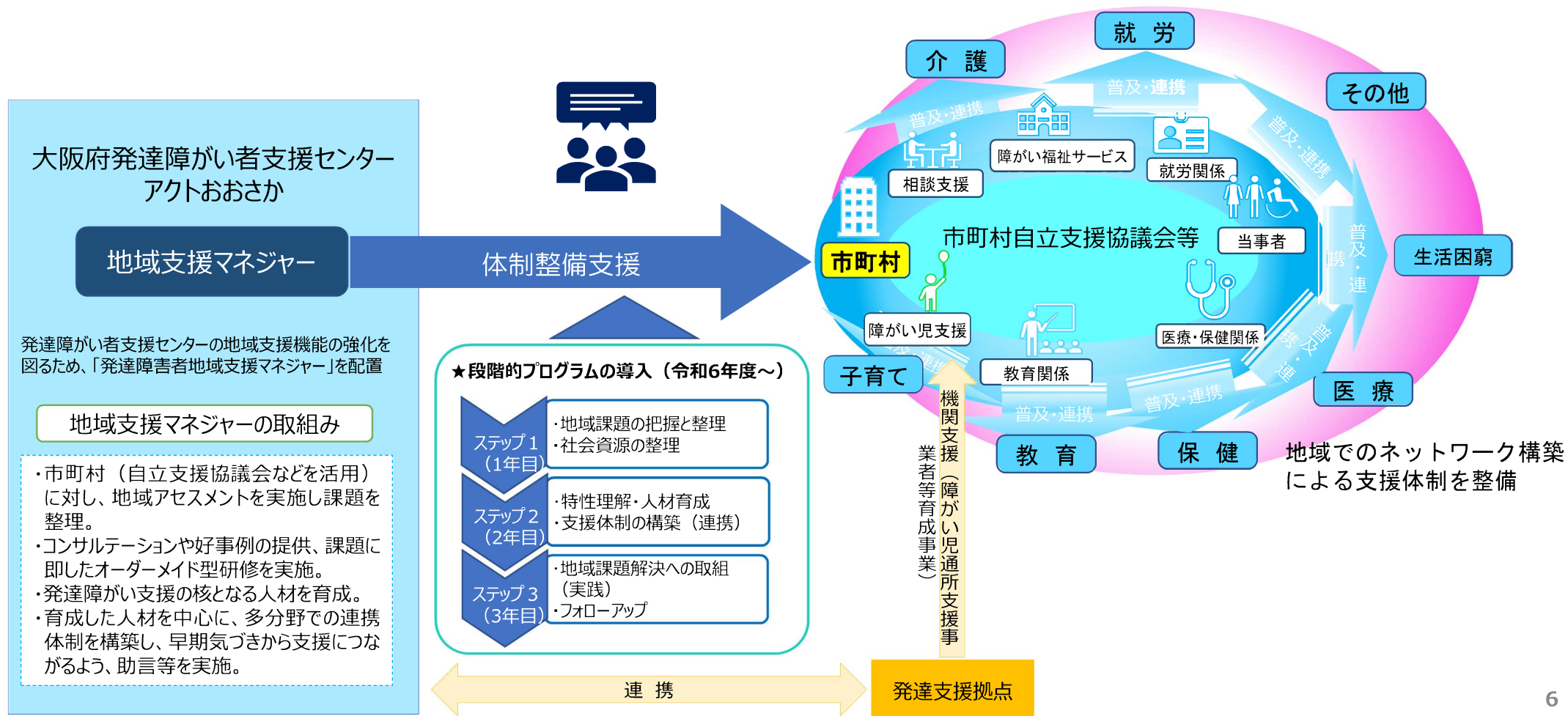
- ⑥研修（関係機関、民間団体等への研修）

地域住民、企業

- ⑦普及啓発・研修

発達障がい者地域支援力向上事業

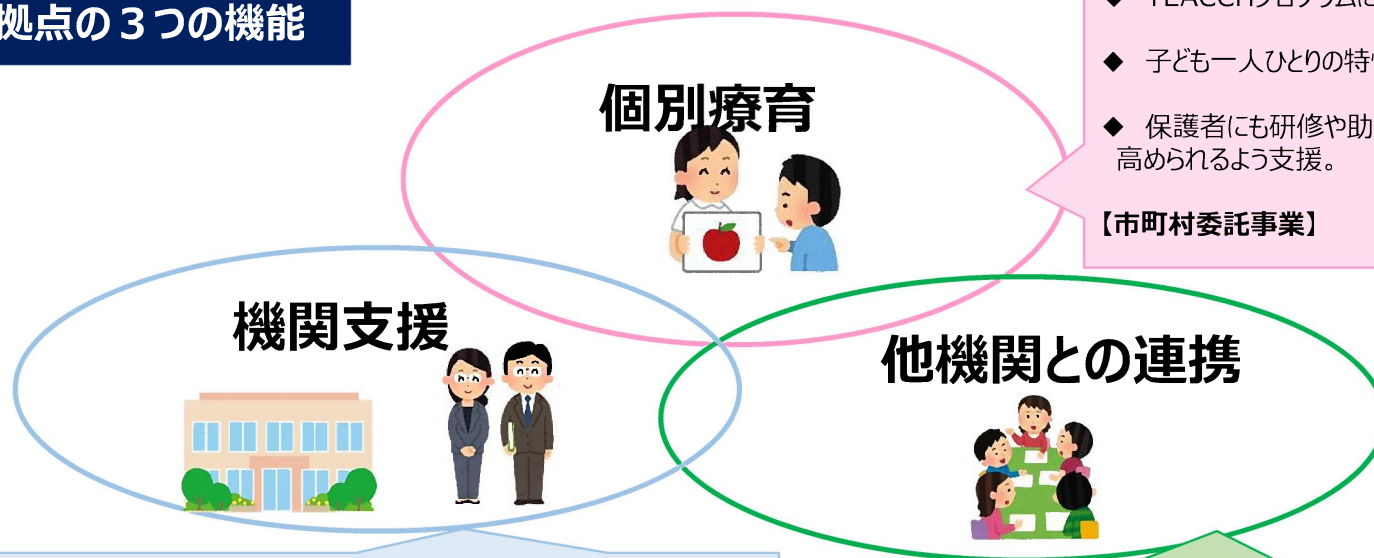
発達障がい児者のライフステージに対応する一貫した支援を行うため、障がい福祉に留まらない各関連分野での、支援力向上・支援体制整備をめざす。



大阪府発達支援拠点（障がい児通所支援事業者等育成事業）

- 松心園（現大阪精神医療センターたんぼぼ。医療型障がい児入所施設）における待機問題の解消を目的に、政令市を除く府内の二次医療圏域に1か所ずつ、複数の社会福祉法人に委託し、H17年度から20年度にかけて順次整備。（6拠点）
- 発達障がいに特化し、一人ひとりの子どもに合わせた個別の療育プログラムを1年間通して実施するとともに、家族向けの研修やアドバイス等の支援を実施。（市町村委託事業）
- 個別療育で培ったノウハウを生かし、障がい児通所支援事業所や学校に対する機関支援を実施。（大阪府障がい児通所支援事業者等育成事業）

発達支援拠点の3つの機能



- ◆ TEACCHプログラムに基づく発達障がいに特化した個別療育を提供。
- ◆ 子ども一人ひとりの特性に合わせ、1年間通して療育を実施。
- ◆ 保護者にも研修や助言を行い、家庭で実践することで療育の効果を高められるよう支援。

【市町村委託事業】

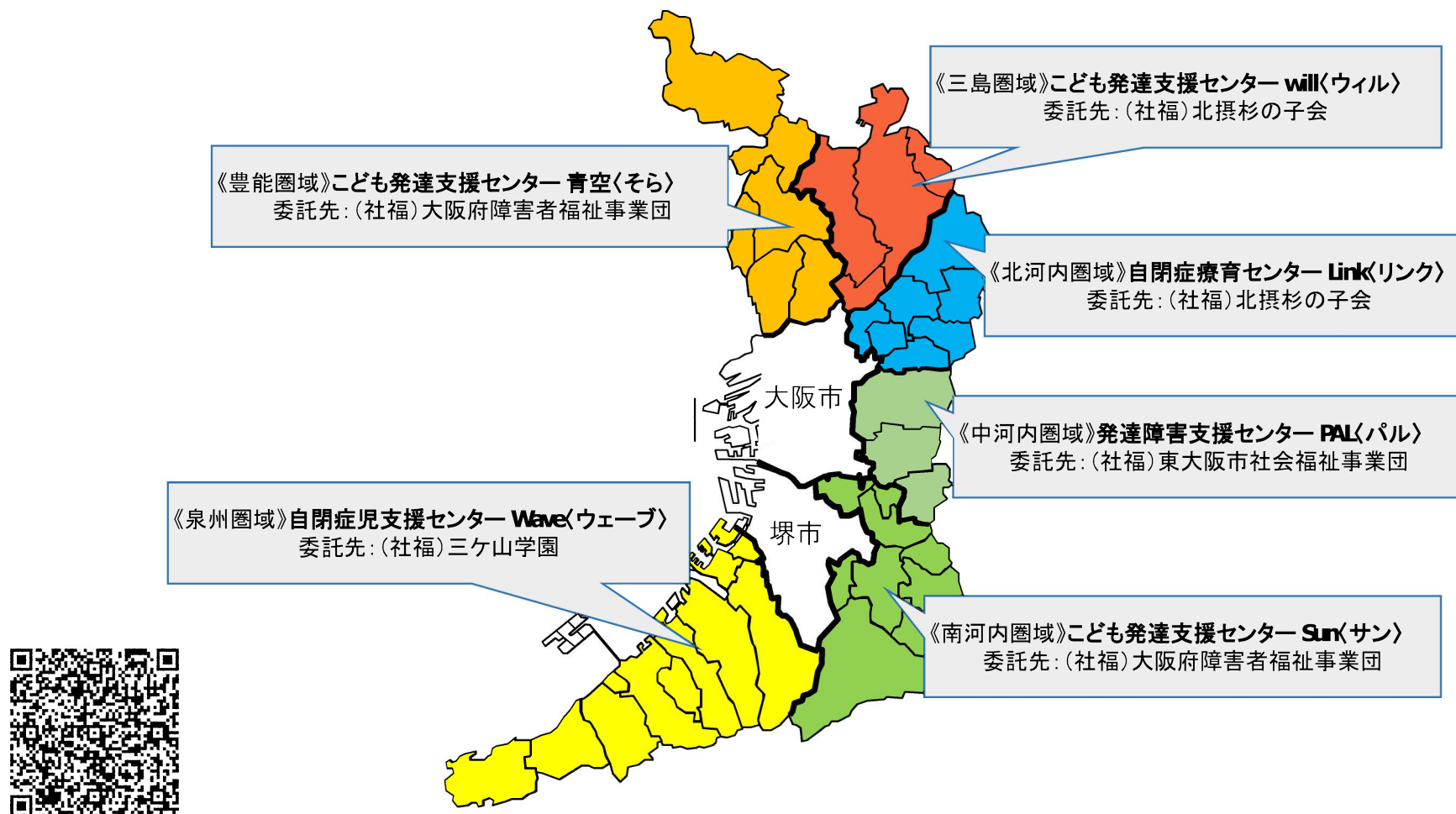
- ◆ 発達障がいに特化した個別療育のノウハウを活用し、圏域内の障がい児通所支援事業所や学校等の機関に対し、発達障がいの特性に応じた環境調整や支援方法について助言。
- ◆ 各機関への訪問による支援のほか、発達支援拠点への見学受入れや電話相談も実施。

【大阪府委託事業「障がい児通所支援事業者等育成事業」】

- ◆ 圏域内の障がい児通所支援事業所の情報共有・情報交換の場として交流会を実施。
- ◆ 圏域内の小中学校の教職員等に対し、支援制度や支援方法についての情報共有を行う情報交換会を実施。

【大阪府委託事業「障がい児通所支援事業者等育成事業」】

○大阪府発達支援拠点の設置

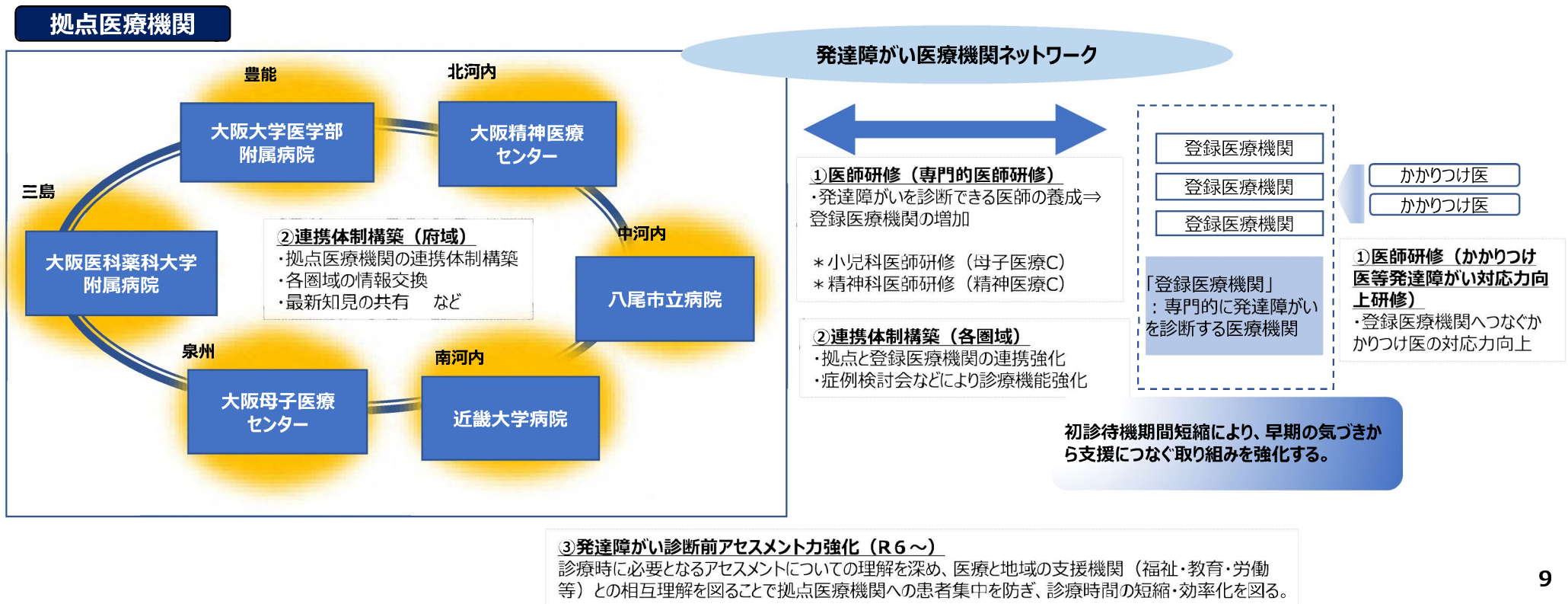


初診待機解消事業

【事業概要】

発達障がいについて、初診待機期間の短縮により迅速かつ円滑な診断を行えるよう医療体制の充実を図る。

- ①医師研修：発達障がいを診断できる医師の養成、登録医療機関へつなぐかかりつけ医の育成
- ②連携体制構築：府域（拠点医療機関間）、圏域（拠点と登録医療機関）の連携体制を構築し、診療機能を強化
- ③アセスメント力の強化：アセスメントについての理解を深め、医療と地域の支援機関との相互理解を図る



家族支援の充実

- 平成28年度8月施行の改正発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、「発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援」を適切に行うよう努めることが明記された。
- また、より身近な地域で家族支援を受けられるよう、実施主体に市区町村に拡大された。

家族支援の重要性

発達障がい児の親は日常的に育児ストレスを抱え、抑うつ傾向が高い

発達障がいを有することの育てにくさ、育児困難は虐待のリスクを増大させる要素であると指摘されてきた。被虐待児の54%がなんらかの発達障害を有するという報告もある。※

周囲（家族等）の不適切な関わりや無理解は二次的な問題を誘発する。

身近な地域で家族の気持ちに寄り添った支援を行うことが必要

※ペアレント・プログラム事業化マニュアル（平成27年度障害者支援状況等調査研究事業）より

ペアレント・メンターの養成及び派遣

●ペアレント・メンター派遣事業

平成26年度よりペアレント・メンターの養成を行い、平成27年度から派遣を実施。ペアレント・メンターは市町村等が実施する発達障がいの啓発や家族支援を目的とした研修・講演会、ペアレントトレーニング等の場において、子育てに関する経験談の紹介や、保護者の視点で発達障がいとその支援に関する情報提供を行う。

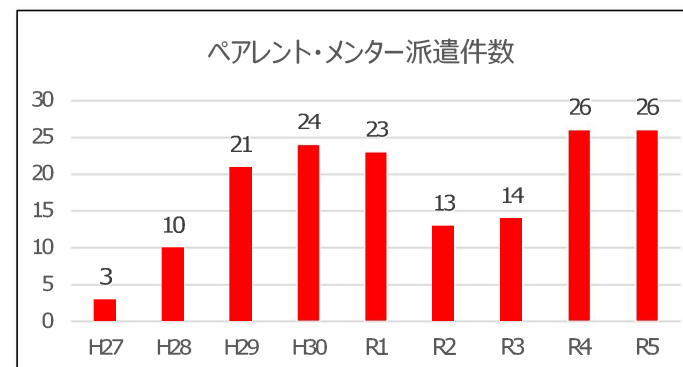
※メンターの養成派遣調整等はアクトおおさかへ委託。

●メンターの養成・フォローアップ

大阪府発達障害団体ネットワークに加入してる団体のうち、新たにメンター登録を希望する方に対し、養成研修（ベーシック研修）を実施。

登録済のメンターに対しては、交流会及びスキルアップ研修を実施。

・メンター登録人数：67名（見込）、派遣件数：26件（R5年度）



市町村の家族支援に関する研修の取組支援

これまでの取り組み

【取り組み】

- ・H26～H29
ペアレント・トレーニングインストラクターの養成
- ・H30～R2
ペアレント・プログラム養成研修
- ・R3～R5
ペアレント・プログラム等フォローアップ研修

【成果】

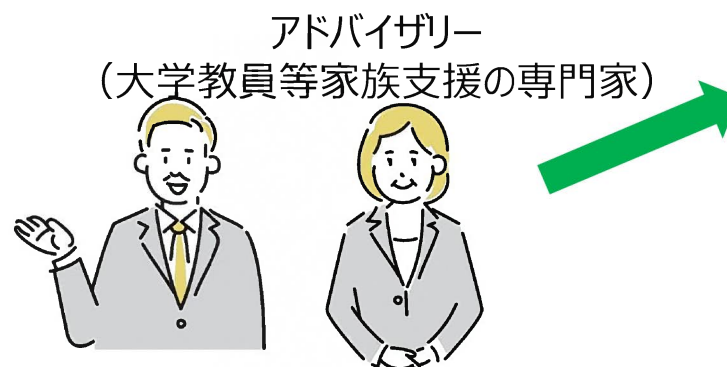
- ・H26～R2で計188名が研修を修了
- ・「実施者の立場となり改めて研修を受講することで、より理解を深められた」
- ・「他市の事業化の経過や運営上の課題を知ることができ、大変参考になった」

現状の課題

- ・研修受講者の人事異動
- ・保護者のニーズとのミスマッチ
- ・関係機関との連携困難

一部の市町村では事業継続が困難な状態

ペアトレ、ペアプロ等家族支援の専門家であり、自治体支援の経験も有するアドバイザーを市町村に派遣する伴走型の支援が必要。

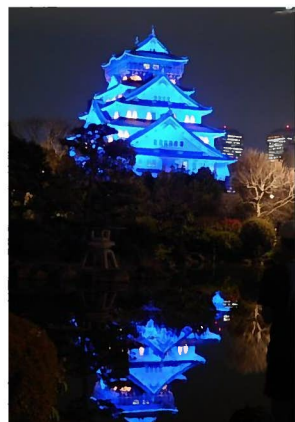
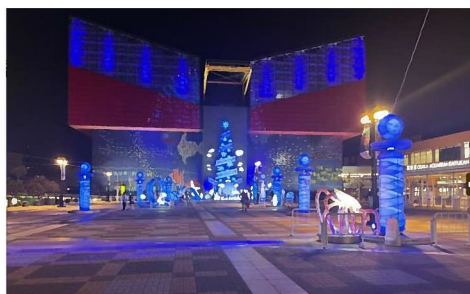


発達障がいの理解促進のための取組

● ブルーライトアップの実施

4月2日の「世界自閉症啓発デー」にあわせて、大阪府内の主要な建物をブルーにライトアップ。

- ・主催：一般社団法人大阪自閉スペクトラム症協会、大阪府、大阪市
- ・共催：日本発達障害ネットワーク大阪
- ・協力：株式会社海遊館、塩野義製薬株式会社



● 啓発セミナーの実施

自閉症をはじめとする「発達障がい」について、府民に理解を深めていただくため「世界自閉症啓発デー」及び「発達障がい啓発週間」に合わせて、オンラインセミナーを開催。

《共催》大阪府、塩野義製薬株式会社
世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間 in OSAKA 2024 /

もっと知ろうよ、 発達障がい

オンライン
セミナー



国連が定めた4月2日の「世界自閉症啓発デー」から4月8日までの一週間は、「発達障がい啓発週間」です。この時期に合わせて各地で様々な取組が行われており、大阪府でも啓発イベントとして、オンラインセミナーを開催します。この機会にみんなで発達障がいのことを考えてみませんか！

「学校の中の発達障害 ～学童期・思春期の支援の課題～」

講師 本田 秀夫 先生
(信州大学医学部子どもこころの発達医学教室 教授)

令和6年4月21日(日) 13:00~15:00

実施方法 オンライン(Zoom)

定 員 1000名(先着順) 参 加 費 無料

申込方法 下記URLが二次元コードから申込フォームへアクセスしてください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/0ad94de9-3305-4f25-8085-1732ad2da63c/start>

申込〆切 令和6年4月12日(金)

※申込が定員に達した場合は、〆切日前であっても受付を終了します。

※申込手続の詳細や、問合せ先、注意事項については裏面をご覧ください



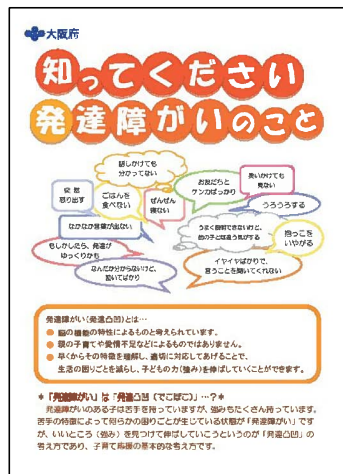
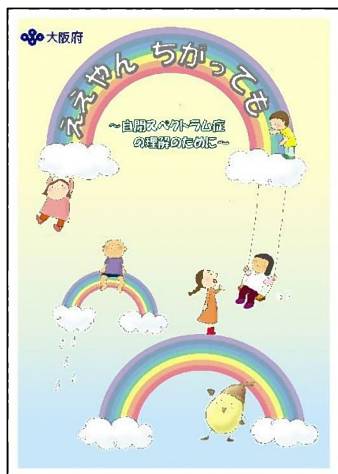
★発達障がい理解のためのパンフレット・冊子作成（掲載資料は一部となります）

一般の方向け

支援者向け

医療機関向け

職場向け



※大阪府ホームページからダウンロード可。下記QRコードまたはURLからアクセスできます。

【一般の方向け、支援者向け、医療機関向け】



https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/hattatsusyogai_osaka/hattatsu_rikai.html

【職場向け】



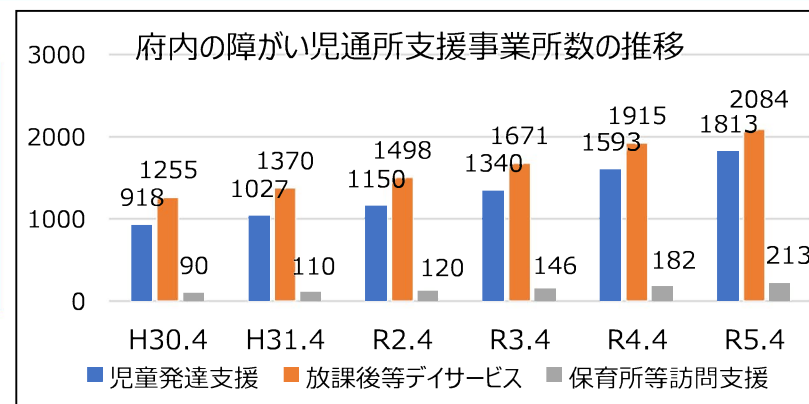
https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/54778/202103_handbook20.pdf

発達障がい児者支援施策の充実に向けて

近年の取り巻く状況

- 発達障がいと診断される方が大幅に増加（過去6年で1.8倍）。発達障がいの早期発見等を目的とする5歳児健診の実施促進。（生活のしづらさに関する調査、5歳児健診に関する国庫補助制度の創設）
- 二次的な課題として表出する強度行動障がいや不登校等がクローズアップ。特にこども期からの強度行動障がいの状態の予防的支援が重要との指摘。（強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書）
- 障がい児通所支援事業所数（右下の図を参照）や利用者数の飛躍的な増加。また、利用するこどもの主な障がい種別の約6割弱（※）が発達障がい。適切な運営や支援の質の確保が課題。
（※：障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究報告書。障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書）
- 「こどもまんなか社会」の実現に向け、障がい児支援においては、市町村が主体となって、児童発達支援センター等の中核機能を発揮させ、地域の支援体制の整備・充実を図っていくこととされているが、都道府県の専門的・広域的な見地からの積極的な関与が求められている。（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）
- 令和6年度の障がい福祉サービス等報酬や診療報酬の改定において、発達障がいに関連する内容が反映。（強度行動障がい児支援加算の見直し、集中的支援加算の新設、児童思春期支援加算新設など）

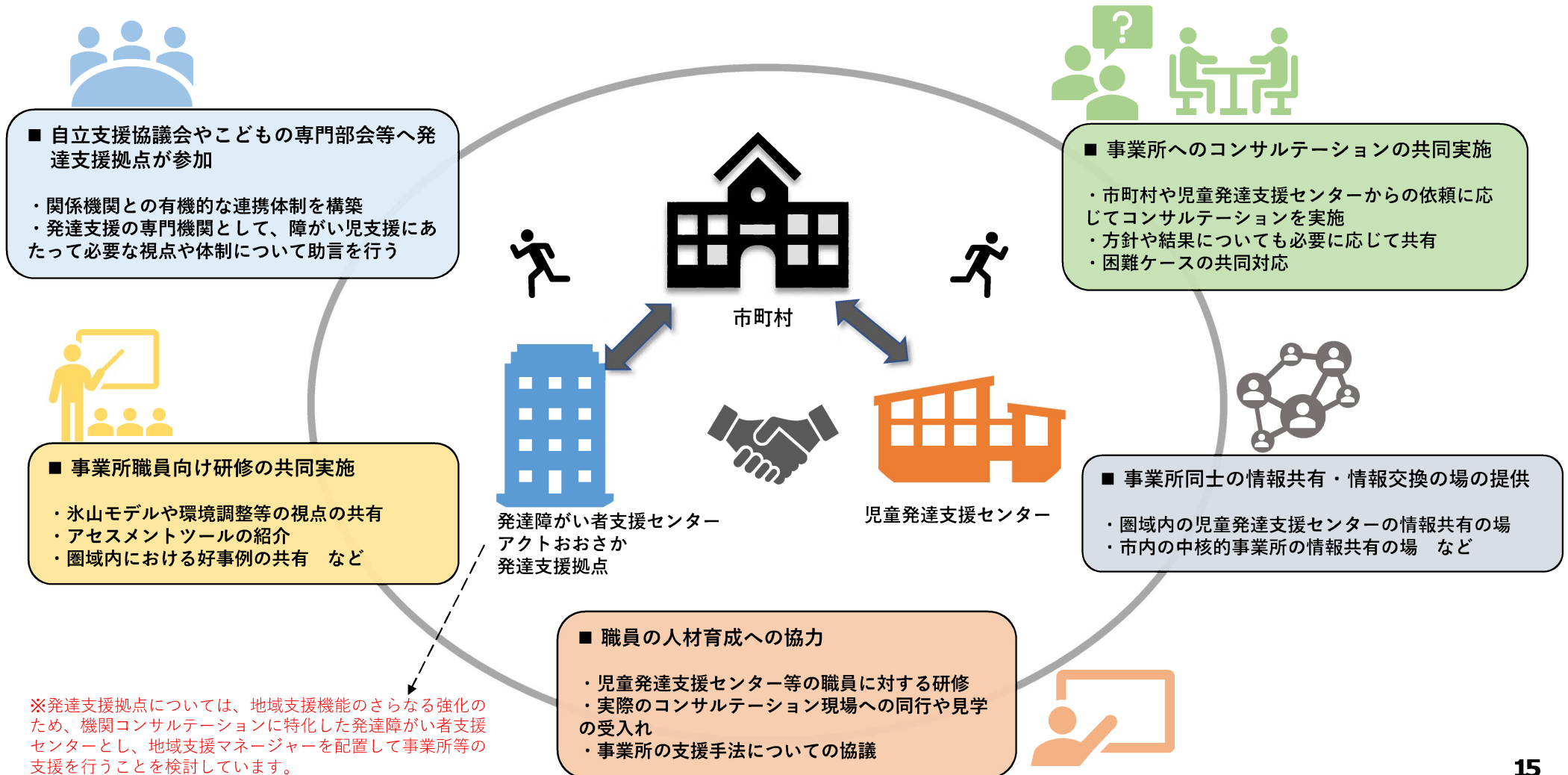
発達障がい児者の支援ニーズは拡大しており、個々の子どもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりや福祉と教育が共通の理解に基づく一貫した支援を行うとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスの支援の専門性を上げること等が、発達障がい児支援の強化や強度行動障がいの状態の予防する観点からも重要



発達障がい児者支援施策の充実に向けて

- 大阪府では、発達障がいにかかる早期発見、早期療育及び就労支援など支援体制にかかる調査審議を行うため、大阪府障がい者自立支援協議会発達障がい児者支援体制整備検討部会（部会長 片山泰一大阪大学大学院教授）を設置。
- 現在、こども期からの支援の充実を図る観点から、府が独自に育み、長年培ってきた専門的な発達障がい児支援のノウハウ・スキルを有する「発達支援拠点」の機能を拡充し、市町村等と連携・協働する大阪型の障がい児支援体制の充実・強化をめざして、現在検討中。

障がい児通所支援の質の向上に関する取組例（府及び市町村の連携パターンのイメージ 案）



令和5年8月～令和6年7月の取り組みについて

■発達支援システム推進事業

①いけだつながりシート Ikeda_s（イケダス）の配布

- ・ 7月末現在で 290 部を配布（累計 6,141 部）

※5 年度は 825 部、4 年度は 843 部、3 年度は 972 部。

※「出生届時（総合窓口課）」「関係部署（発達支援課、健康増進課→子ども未来課、教育センター、障がい福祉課、箕面子ども家庭センター）」で配布。

②いけだつながりシート Ikeda_s（イケダス）の活用機会の検討

「いけだつながりシート Ikeda_s（イケダス）」の活用促進に向け、令和5年度には、子ども・健康部を中心に、福祉部、教育委員会といった庁内の関係課を交えた庁内会議（課長級）を立ち上げ、検討を行いました。

※現在の活用状況

⇒特別支援保育申請（幼児保育課）

⇒PT 訓練・OT 訓練申請、わかばクラブや幼稚園通級申請（発達支援課）

⇒児童発達支援センターにおける、個別支援計画作成（やまばと学園）

⇒就園、就学相談（教育政策課）

③かおTVについて

かおTV＝子どもが見ている世界を把握することで、子どもの社会性の発達
の一端や、子どもがどんなことに興味や関心を持っているかを確認
でき、保護者や支援者が子どもに対する理解を深めることがで
きるシステム。

※自閉スペクトラム症などの早期発見ツールではなく、何らかの診断に結び
付くものではない。

実施状況

(人)

	1歳6か月児健診 (月1～2回)	健診以外	合計
令和3年度	71	3	74
令和4年度	282	6	288
令和5年度	260	5	265
令和6年度	39	0	39

※令和6年度は、7月末現在。

④その他

＜池田市発達支援 Map の作成＞



一生涯を通してライフステージごとに、受付、届出、相談事など、市内を中
心に公的な社会資源を冊子としてまとめたもの。(A4 版カラーP34。毎年更
新。市HPに掲載。印刷は隔年)。令和5年度は、6月中旬に市HPに更新を
アップ、関係機関へ市HPへの直接つなぐことができるQRコードの配布を
行った。令和6年度は6月中旬に更新を行ったところ。今後は800部印刷
を行い、HP・広報誌において周知を行う予定。

＜発達支援システム推進事業にかかる他自治体からの反応について＞

◎行政視察：沖縄県沖縄市議会（令和5年8月7日）⇒台風の影響で中止

＜発達支援研修会の実施＞

令和5年度は、年間を通して、以下のとおり研修会（計22回）を行った。

やまばと学園保護者研修：2回（行動の見方など）

やまばと学園職員研修：18回（不適切な行動への対応、事例検討など）

特別支援保育職員研修：2回（子どもの行動理解に基づく保育など）

※令和6年度も、令和5年度同様の研修を実施。結果は6年度終了後報告。

＜講演会の実施＞

令和5年度は、令和6年2月19日（月）に、社会福祉法人三ヶ山学園 自閉症児支援センター Wave 児童発達支援管理責任者 長富 義隆先生を招いて、「切れ目のない支援-成人期から見た幼児・学齢期-」をテーマに関係機関の職員を対象に講演を実施。

＜9月以降の取り組みについて＞

- ・引き続き、イケダスの配布、イケダスの活用機会の検討、かおTVを実施
- ・講演会の開催を予定

■障がい児通所支援事業

		3年度 実績	4年度 実績	5年度 実績	6年度 予算	6年度 7月末
児童発達 支援	延人数	2,674 人	2,771 人	3,040 人	3,422 人	768 人
	給付額	196,476 千円	223,021 千円	245,134 千円	2,673,750 千円	60,561 千円
医療型児 童発達支 援	延人数	0 人	8 人	6 人	15 人	1 人
	給付額	0 千円	100 千円	93 千円	170 千円	23 千円
居宅訪問 型児童発 達支援	延人数	0 人	13 人	23 人	40 人	25 人
	給付額	0 千円	588 千円	1,533 千円	2,100 千円	546 千円
放課後等 デイサー ビス	延人数	5,082 人	5,798 人	7,386 人	7,956 人	2,026 人
	給付額	332,264 千円	394,508 千円	463,845 千円	549,658 千円	132,432 千円
保育所等 訪問支援	延人数	60 人	88 人	98 人	142 人	40 人
	給付額	772 千円	1,404 千円	1,510 千円	4,322 千円	639 千円
利用延べ人数		7,816 人	8,678 人	10,553 人	11,575 人	2,860 人
給付金額合計		529,512 千円	619,621 千円	712,116 千円	820,000 千円	194,201 千円

・受給者証の発行人数は 669 人（令和 6 年 6 月末現在）

※5年度は655人、4年度は572人、3年度は491人。

【通所支援施設数について】

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事業所数	12	17	18	20	25	34	39	39

※いずれも各年度 3 月 1 日現在。児童発達支援センターを含まず

※R6 は 8 月 1 日現在。

※39事業所の内、児童発達支援 33 放デイ 37 重心対応 4

① 事業所連絡会の開催

- ・事業所連絡会を、5月28日（火）に開催（29事業所、34人が参加）
- ・各事業所より要望を頂いたこともあり、本連絡会より障がい児相談支援事業所についても参加頂いた。（4事業所4人 上記人数に含む）
- ・療育センターエコルドが主導となり、事業所の取り組み内容紹介とグループワークを行った。グループワークの内容は

①療育の価値観の共有

②法改正に伴う各事業所の働き方改革の共有
の2点であった。

② 学校と障がい児通所支援事業所との連携について

- ・令和6年7月の校園長会、教頭・副園長会、支援教育チーフコーディネーター連携会議において、個別サポート加算（Ⅲ）の内容について周知をおこなった。これは令和6年度報酬改定に伴い新設された、継続的に学校に通学することができない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、事業所と学校が連携を図りながら支援を行った場合に算定できる加算となる。

③ 「事業所情報集」の更新や情報発信



- ・令和5年9月、令和5年12月に刷新。引き続き、情報集の更新を年2回（8月、1月）行うこととし、最新の情報を市のHP（上記QR）に掲載していく。
- ・健康増進課（現子ども未来課）や障がい福祉課など関係各所に配布し、事業所の周知に努める。
- ・最新の情報を市HPに掲載することにより、利用者の選択の利便性の向上に努める。

<9月以降の取り組みについて>

- ・事業所連絡会の開催（11月頃を予定）
支援困難事例や各事業所の好事例の共有、事業所間の連携強化に努める。

■その他について

①第3期池田市障害児福祉計画の策定について

令和5年度において、第6期池田市障害者計画及び第7期池田市障害福祉計画とともに策定を行った。計画は、障がい福祉サービス、障がい児通所支援サービスなどの提供体制の確保に係る目標、必要な見込量を定めるもので、策定にあたっては、学識経験者や障害者団体の代表者や市民公募の委員等による計画策定委員会を設け、アンケート調査や聞き取り調査を実施し、パブリックコメントを経て、計画策定を行った。

＜計画の期間＞

年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	池田市障害者計画 (第5期)			池田市障害者計画 (第6期)					
	第6期池田市 障害福祉計画			第7期池田市 障害福祉計画			第8期池田市 障害福祉計画		
	第2期池田市 障害児福祉計画			第3期池田市 障害児福祉計画			第4期池田市 障害児福祉計画		

②医療的ケア児支援の進捗状況について

昨年の発達支援システム検討委員会では、コーディネーターの役割、活動の進め方の方向性について、大阪府の職員を招き、府内の活動状況の好事例の紹介の機会を、部会の中で設け、話していただく予定と報告させて頂いた。その後の進捗状況は、令和6年3月25日（月）に、「医療的ケア児・者支援部会」を開き、「医療的ケア児・者支援の現状と今後」というテーマで大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 課長 高橋英之 氏に説明を行って頂いた。その後、通学支援サービスの制度変更や内容に関する質疑応答、学校園での状況報告、コーディネーターの役割に関する確認や意見交換などが行われた。令和6年度については、開催日未定。